

天山の自然を守る会 会則

第1条 (名称)

本会は「天山の自然を守る会」(以下「本会」という。)と称する。

第2条 (目的)

本会は、天山山系の貴重な生態系を保護するための研究や、普及・啓蒙活動を行い、以ってかけがえのない自然環境の保全を図ることを目的とする。

第3条 (活動)

本会はその目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 自然環境の調査・研究
2. 普及・啓蒙のための現地活動、広報活動
3. 行政および他の団体との協議・連携
4. その他必要な活動

第4条 (会員の資格)

本会の目的に賛同する団体、法人および個人(成人)であれば、性別・住む地域を問わない。

第5条 (入会)

本会に入会しようとするものは入会申込書を提出しなければならない。

第6条 (会費)

各会員は当会会計年度分の年会費として次に定める額を納入しなければならない。

	個人	法人団体
会 員	1,000 円	5,000 円

2. 会費は入会日にかかわらずその期分までとし、月割りまたは日割りによる計算はしない。
3. 退会のときは退会日にかかわらず納入された会費は返還しない。

第7条 (退会)

会員の退会届けは口頭・書面等方法を問わない。

2. 会員が次のいずれかに該当する場合は退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡し、または会員である団体または法人が消滅した場合
 - (2) 会費の納入が無い場合

第8条 (役員および会計監査)

本会に次の役員をおき、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

代表 1名 副代表 若干名 会計 1名 会計監査 1名 幹事 若干名

2. 役員の中から 代表、副代表、会計、会計監査を互選し、兼任しない。
任期中に欠員となった場合は再互選する。
3. 役員の職務
 - (1) 代表は会を代表する。
 - (2) 副代表は、次の場合、再互選まで代表に変わって職務を執行する。
 - ①事故ある時
 - ② またはそれに準じる状態の時や役員会で決定した時
 - (3) 会計は会計業務を執行する。
 - (4) 会計監査は会の収支決算を監査する。

第9条（非公開情報）

行政、他団体と協働で行う活動を含む会活動の中で、非公開条項が付された事柄は公序良俗に反しない範囲で関係者以外へは開示しない。

2. 当会においては、行政（国、県）発行のレッドデータブックに記載された絶滅の恐れのある野生動植物種（準を含む）の生息及び生息地情報を原則非公開情報として扱う。会活動その他で開示が必要となる場合は天山自然公園については、「天山」というくくりで留めそれより細部情報は公開しない。
3. 必要な場合、役員会または総会において種と期間を限定して対象を解くことができる。

第10条（戒告、除名等の処分）

会員が本会の目的に反する言動や行動によって本会の名誉や信頼を傷つけたときは役員会で本人の弁明の機会を与え、審議して処分を決定する。
ただし、除名するときは総会の決議を要する。

第11条（総会）

総会は本会の最高意思決定機関であり、会員をもって構成する。

2. 総会は通常総会と臨時総会とし、出席者の過半数をもって次の事項を決議する。
 - (1) 事業計画および収支予算の決定
 - (2) 事業報告および収支決算の承認
 - (3) 役員を選任または解任
 - (4) 会則の変更その他重要な事項

第12条（総会の開催と召集、議長選出）

総会は代表が招集し、会員に事前に総会の日時、場所および審議事項を通知する。

2. 通常総会は年1回開催し、臨時総会は役員会が必要と認めたときおよび会計監査が請求したときに開催する。
3. 総会の議長は代表が務める。

第13条（役員会）

役員会は代表が招集し、次の事項を審議し出席者の過半数をもって決定する。

- （1）総会に付議すべき事項の決定
- （2）事業計画の適正な執行に関する事項
- （3）緊急に決定を必要とする事項
- （4）第10条の処分規定に基づく審議
- （5）その他の会の運営に必要な事項

2. 役員会は、会計監査を除く役員を持って構成する。

第14条（会計）

本会の収入は会費、寄付金および助成金、その他の収入とし、役員会の承認を経て会計管理する。

第15条（会計年度）

本会の会計年度は、改定の日からその年の11月末日までとし、以降毎年12月1日から11月末日までとする。

第16条（事務所）

本会の事務所を次のところに置く。

〒849-0906

佐賀市金立町大字金立1197-352

~~〒840-0812~~

~~佐賀市愛敬町13-6~~

履歴	制定日	記事	作成
初版	平成16年6月26日	総会にて承認制定	事務局（溝口）
改定第1版	平成18年8月25日	総会にて改定承認	事務局（溝口）
改定第2版	平成20年11月16日	臨時総会にて改定承認	事務局（溝口）
改定第3版	平成24年4月1日	総会承認（広範囲）	溝口
改定第4版	平成25年6月9日	総会承認決算期12月末⇒11月末	溝口
改定第5版	平成29年6月3日	事務所移転	溝口